

工場移転または撤退時の設備及び建造物等の撤去について

重点業種企業の移転または清算の際には、国の法規定に従って工場用地の土壌調査が義務付けられています。土壌調査の実施前には、環境汚染のリスクがある設備や構築物を撤去する必要があります。この撤去作業に関して、中国環境保護部は2017年に「企業撤去活動汚染防止技術規定」を公表しました。以下に、この規定の主な内容を簡単に紹介します。

1. 目的および適用範囲

この規定の目的は設備や建造物の撤去時において土壌や地下水の二次汚染を防止することです。この規定が適用される企業には、有色金属製錬、石油加工、化工、コークス製造、メッキ、製革、製紙、鉄鋼、製薬、農薬、染色などの重点業種が含まれます。

2. 主な内容

- 危険化学品、アスベスト、PCBsに関連する設備や建造物の撤去には、この規定に従うと同時に、国や地方の関連法規定も順守する必要があります。
- 企業側は「企業撤去活動汚染防治方案」および「撤去活動環境応急対策」を撤去作業に先立って作成し、専門家審査会を経て、行政部門に登録する必要があります。
- 企業は自ら撤去作業を実施したり、相応の能力を有する工業者に業務を委託したりすることができます。撤去作業の終了後、企業は「企業解体活動環境保護業務総括報告書」を作成して、保管する必要があります。
- 残留原料は危険廃棄物に該当するか、残存設備の環境リスクは高いか、残存建造物の環境リスクが高いかを明確に区分しなければなりません。環境リスクが高い建造物は無害化処理を施した後でないと、一般の建造物と同様の手順での撤去はできません。
- 環境リスクの高い原材料、設備および建造物の残存エリアや、土壌の色や匂いが明らかに異常なエリア、または撤去作業の過程で汚染されたエリアに対しては、疑似土壌汚染分布平面図を作成し、説明と写真を添付する必要があり、今後の土壌調査の参考資料として活用されます。

恩拜欧（南京）环保科技有限公司（EBHC）
<http://ebh-china.com/>
n_wang@enbio-eng.com

エンバイオ・ホールディングス（EBH）
<https://enbio-holdings.com/>

当社はEBHの100%出資の子会社であり、
土壌調査から汚染修復までを日本企業にワンストップで提供しています。